

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

平成 21 年 6 月 25 日

原子炉等規制法(※1)第37条 第1項の規定に基づき、平成21年5月29日に行った保安規定(※2)の変更認可申請について、平成21年6月19日付けで経済産業大臣より認可を受け、本日、認可書を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

【主な申請の概要】

1. 1, 2号機運転終了に伴う変更

(1)組織改定に伴う変更

運転プラントである3～5号機に係る業務と運転を終了した1, 2号機に係る業務をより効率的かつ確実に実施するとともに、今後、廃止措置に向けた業務を確実に実施するため、1, 2号機の施設の管理と廃止措置に関する業務等を実施する「環境保全部」を設置します。

(2)運転に関する記載の変更

1, 2号機の原子炉の運転に関する記載の削除や関連する条文の変更を行います。

(3)1, 2号機に必要な運転員の人数の変更

1, 2号機の運転員業務の実施体制を見直し、運転員の人数の変更します。

2. 3号機の原子炉自動停止用地震加速度設定値の変更

3号機第16回定期検査で実施する原子炉自動停止用地震加速度設定値の変更に伴い、その値が規定されている保安規定の条文を変更します。

<変更内容>

地震加速度計 設置場所 (カッコ内は検出種別)	設定値	
	変更前	変更後
① 原子炉建屋 地下2階床 (水平方向)	150ガル以下	120ガル以下
② 原子炉建屋 3階床 (水平方向)	280ガル以下	230ガル以下
③ 原子炉建屋 地下2階床 (鉛直方向)	150ガル以下	100ガル以下

なお、①については静岡県からの要請に応じて120ガルに変更するものです。

(要請事項およびその回答についてはこちらを参照。当該設定値の変更は、要請事項4に該当します。)

また、それに併せてその他の地震計加速度計設定値の変更についても検討を行い、②と③についても設定値の変更を行うこととしました。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以 上